

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和4年6月13日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務
- (2) 業務の内容 ヤングケアラー普及啓発に係る広報
詳細は、鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (3) 業務（実施）期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 予算額 金2,860,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「広告・広報」又は「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。
なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年6月20日（月）正午までに6の（2）の場所に提出すること。この際、この公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に6の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (3) 本件業務の調達公告日から本件業務の企画提案書等の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、「鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は4名又は5名で構成し、会長及び委員を置くものとする。
- (3) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

鳥取県は「鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務委託評価要領」（以下、「評価要領」という。）を定め、審査会が評価要領に基づいて評価を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県子育て・人財局家庭支援課
電 話 0857-26-7869 ファクシミリ 0857-26-7863
電子メール kateishien@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 企画提案書作成要領等の交付

企画提案書作成要領等は、令和4年6月13日(月)から同年7月12日(火)までの間に、インターネットの鳥取県子育て・人材局家庭支援課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/305730.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和4年6月13日(月)から同年7月12日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、鳥取県ヤングケアラー普及啓発業務企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)に基づき企画提案書等を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(2) 提出場所

6の(1)に同じ。

(3) 提出期間及び時間

令和4年6月13日(月)から同年7月12日(火)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、同年7月12日(火)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

8 プレゼンテーションの実施

(1) 日時(予定)

令和4年7月20日(水)午後1時30分から

(2) 場所

鳥取県鳥取市内(別途、参加者に通知)

(3) 条件

プレゼンテーション時間の10分前には受付を済ませること。

プレゼンテーションは1提案につき15分以内(厳守)とし、別途15分程度の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションに参加しない提案者の企画提案書等は無効とする。

(5) 審査会で使用する資料は企画提案書等の提出時の資料のみで行い、追加の資料配付やパワーポイント等の使用による投影資料は認めない。

9 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 スケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 調達公告 | 令和 4 年 6 月 13 日 (月) |
| (2) 質問受付期限 | 令和 4 年 6 月 17 日 (金) |
| (3) 企画提案書等提出期限 | 令和 4 年 7 月 12 日 (火) |
| (4) 審査会開催 (審査実施) | 令和 4 年 7 月 20 日 (水) |
| (5) 審査結果の通知 | 令和 4 年 7 月 25 日 (月) |
| (6) 契約締結等の協議及び見積り依頼 | 令和 4 年 7 月 25 日 (月) |
| (7) 契約締結 | 令和 4 年 7 月 29 日 (金) |

12 その他

- (1) 企画提案書等の無効
2 の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。
- (2) 提案者の失格
提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、提案者全員に通知するものとする。
- (4) 企画提案書の取扱い
企画提案書は返却しない。
なお、県に掲出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) 参加費用
この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 著作権の取扱い
ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。
イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 契約の解除
契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
(イ) 暴力団員を雇用すること。
(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、仕様書、実施要領及び作成要領による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の様式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。